2　前項の規定の適用を受けようとする内国法人は、変動差額比較法により有効性判定を行おうとする事業年度に係る法第七十四条第一項（確定申告）の規定による申告書の提出期限（変動差額比較法により有効性判定を行おうとする法第七十二条第一項（仮決算をした場合の中間申告書の記載事項等）に規定する期間について同項各号に掲げる事項を記載した中間申告書を提出する場合には、その中間申告書の提出期限）までに、オプション取引について変動差額比較法により有効性判定を行う旨その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、そのオプション取引について前項の規定の適用を受ける最初の事業年度以後の各事業年度のそのオプション取引に係る有効性判定は、変動差額比較法により行うものとする。

3　オプション取引について第一項の規定の適用を受けている内国法人は、そのオプション取引について変動差額比較法により有効性判定を行うことをやめようとするときは、そのやめようとする事業年度開始の日の前日までに、当該事業年度開始の日その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、当該事業年度以後の各事業年度については、そのオプション取引に係る前項の規定による届出は、その効力を失うものとする。

4　オプション取引について第一項の規定の適用を受ける場合におけるそのオプション取引に係る前二条及び第百二十一条の十一（時価ヘッジ処理における時価評価差額の翌事業年度における処理等）の規定の適用については、第百二十一条の八第一号（時価ヘッジ処理に係るヘッジが有効であると認められる場合）中「法第六十一条の六第一項（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）に規定する利益額」とあるのは「第百二十一条の九の二第一項（オプション取引を行つた場合の時価ヘッジ処理における有効性判定方法等）に規定する基礎商品変動差額」と、同条第二号中「法第六十一条の六第一項に規定する損失額」とあるのは「第百二十一条の九の二第一項に規定する基礎商品変動差額」と、前条第一号中「前条第一号又は第二号」とあるのは「次条第四項の規定により読み替えて適用する前条第一号又は第二号」とする。

5　前三項に定めるもののほか、第一項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第百二十一条の十第一項中「規定する方法」の下に「又は前条第一項に規定する変動差額比較法」を加え、「その方法」を「これらの方法」に改め、「場合」の下に「（前条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、「及び前条」を「及び第百二十一条の九（売買目的外有価証券の含み損益のうちデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額）（前条第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に、「第百二十一条の八に規定する」を「法第六十一条の七第一項（時価ヘッジ処理による売買目的外有価証券の評価益又は評価損の計上）に規定する政令で定める」に、「もつて前条の規定により」を「もつて同項に規定する政令で定めるところにより」に改める。

第百二十三条第一項第二号中「第二十三条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加える。

第百二十三条の八第十五項中「特定適格組織編成等」を「特定適格組織再編成等」に改める。

第百三十八条第一項中「賃借権に限る」を「賃借権をいう」に、「第一号」を「第一号イ」に、「掲げる割合」を「定める割合」に改め、同項第一号を次のように改める。

一　土地の所有者が借地権又は地役権の設定により土地を使用させた場合（次号又は第四号に該当する場合を除く。）　その設定の直前におけるその土地の価額のうちに、当該価額からその設定の直後におけるその土地の価額を控除した残額（次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額。第四号において同じ。）の占める割合

イ　その設定が、地下若しくは空間について上下の範囲を定めた借地権若しくは地役権の設定である場合又は導流堤等若しくは河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第六条第一項第三号（河川区域）に規定する遊水地その他財務省令で定めるこれに類するものの設置を目的とした地役権の設定である場合（ロに掲げる場合を除く。）　当該直前におけるその土地の価額から当該直後におけるその土地の価額を控除した残額に二を乗じて計算した金額

ロ　その設定が、施設又は工作物（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）第十六条（使用の認可の要件）の規定により使用の認可を受けた事業（ロにおいて「認可事業」という。）と一体的に施行される事業として当該認可事業に係る同法第十四条第二項第二号（使用認可申請書）の事業計画書に記載されたものにより設置されるもののうち財務省令で定めるものに限る。）の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権の設定である場合　当該直前におけるその土地の価額から当該直後におけるその土地の価額を控除した残額に二を乗じて計算した金額に、その土地における地表から同法第二条第一項各号（定義）に掲げる深さのうちいずれか深い方の深さ（ロにおいて「大深度」という。）までの距離を当該借地権の設定される範囲のうち最も浅い部分の深さから当該大深度（当該借地権の設定される範囲より深い地下であつて当該大深度よりも浅い地下において既に地下について上下の範囲を定めた他の借地権が設定されている場合には、当該他の借地権の範囲のうち最も浅い部分の深さ）までの距離で除して得た数を乗じて計算した金額

第百三十八条第一項第二号イ中「以下この号に」を「イに」に改め、同条第三項中「附する」を「付する」に、「すえ置く」を「据え置く」に改める。

第百三十九条の四第二項第二号中「（前号に掲げる場合を除く。）」を削り、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　消費税法第五条第一項（納税義務者）に規定する特定課税仕入れに係るものである場合

第百三十九条の七第二項第一号中「会社の」を「会社（投資法人を含む。以下この条において同じ。）の」に改める。

第百三十九条の十を次のように改める。

（留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額）

第百三十九条の十　法第六十七条第三項（特定同族会社の特別税率）に規定する政令で定めるところにより計算した金額は、法人税額から当該法人税額に係る税額控除額を控除した金額に百分の十六・三を乗じて計算した金額とする。

2　前項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　法人税額　法第六十六条第一項又は第二項（各事業年度の所得に対する法人税の税率）の規定により計算した法人税の額に次に掲げる金額を加算した金額をいう。

イ　租税特別措置法第四十二条の五第五項（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の六第十二項（中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）、第四十二条の九第四項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）又は第四十二条の十二の三第五項（特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）の規定により当該法人税の額に加算する金額